

廃棄物指導課長	課長補佐兼一般廃棄物係長	主幹兼産業廃棄物係長	副主幹	主査	係	起案
		起		系		

第1回吉津地区の燃え殻を含む建設残土処理検討プロジェクト会議録

1 日時 平成14年11月14日 15時～16時

2 場所 札の辻ビル6階 61会議室

3 出席者 別添名簿のとおり

4 内容

(1) 座長挨拶

静岡市における初めての事案であるが、年内に方向づけできるよう検討をお願いしたい

(2) 経過説明

別添資料のとおり

(3) 検討事項

① 対応策について

② 代執行について（問題点を含む）

なお、この事項については次回会議までに各課で検討することとした。

(4) 質疑応答

Q1 本件は、土壤汚染と廃棄物のどちらの問題なのか

A 廃棄物の不法投棄にあたるかと考えているが、関係機関に相談して判断していきたい

Q2 土壤汚染とはならないのか

A ダイオキシン類対策特別措置法上は、土壤とは認められない（環境政策課）

Q3 焼却灰混入土は野積みとなるのか

A 混入されたものが野積みされていると考えている

Q4 法施行前の違法行為でなかった頃の行為についても、同じ問題として扱うのか

A 行為が継続している以上仕方がないと考えている

Q5 水道局では給水等を行う予定はあるのか

A 今回のケースは上水道敷設区域外であるため、給水の対象でないが、必要があれば協力するとの話がある

5 その他

次回開催は、11月21日清掃4課会議終了後とする

吉津の燃え殻を含む建設残土不法投棄について (概要)

おおし だいし

- 1 原因者 大橋 靖 静岡市吉津 457 [REDACTED]
- 2 経過 昭和51年5月から 解体業を営業 (産業廃棄物収集運搬業許可保有)
- 平成4年7月4日 法改正 野焼きの禁止について規定
燃え殻は管理型処分場への処分が法制化
- 平成9年12月1日 焼却設備の基準が法制化
- 昭和63年~平成14年頃 延べ30回以上にわたって野焼きの禁止
や解体物や燃え殻の野積み撤去指導
- 平成14年1月21日 廃業 [REDACTED]

※ 結果的に燃え殻は片付けられず、建設残土と混ぜ合わせられたまま、自己所有地3箇所放置。

4月3日 吉津町内会役員 井戸水検査について相談

6月12日 大橋宅に訪問し、廃棄物の片付け指導

9月19日 地元からの要望書提出
土壌から3,326pgのダイオキシンを検出
(井戸水からは未検出)

9月24日 地元立会いのもと現地調査を実施
地区内3箇所に合計約1万m³の燃え殻混土を確認

- ・ 水質、土壌のダイオキシン検査
- ・ 当面の措置として飛散・流出防止のシート掛け
- ・ 燃え殻混入土の全面撤去・適正処分以上を指示した。

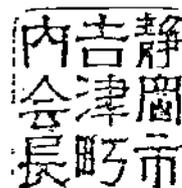
9月26日 吉津地区地下水問題関係課連絡会議

ダイオキシン汚染灰に関する要望

2002年9月19日

静岡市長 小嶋善吉様

吉津町内会長 花村吉次



要望趣旨

吉津町内に放置された高濃度ダイオキシン汚染灰による地下水の汚染や雨等による汚染灰の河川への流出、野積みによる飛散など町民の不安が広がり出した。また同地域はお茶、田畑も多く農産物への汚染も懸念される
このような事から地域住民の健康と安全を守るべく下記事項を要望をします。

要望事項

1. 町内3ヶ所のダイオキシン汚染灰完全撤去
2. 町民の飲料水の確保
3. 地下水汚染への対策
4. 町民の健康診断
5. 汚染焼却灰の飛散防止対策
6. 定期的な井戸水の検査

廃棄物指導課 長	課長補佐兼 一般廃棄物 係 長	主 幹 兼 産業廃棄物 係 長	副主幹	主 査	係	起 案
						

第2回古津地区の燃え殻を含む建設残土処理検討プロジェクト会議録

- 1 日 時 平成14年11月21日 10時30分～12時
- 2 場 所 本館3階 大会議室
- 3 出席者 別添名簿のとおり
- 4 内 容

(1) 報告事項

- ① 適正処理推進センターへの出張（予定）について
- ② 生活環境水道委員会への報告事項について
 - ア 重金属類の水質検査結果及びダイオキシン類調査の実施状況（環境政策課）
 - イ シート掛けの状況及びプロジェクトチームの設置（廃棄物指導課）
- ③ 不法投棄未然防止対策検討委員会委員からの意見聴取について

(2) 本事案の対応策に係る各課提案

- ① ダイオキシン類調査結果を踏まえて、次のとおり対応する。
 - ア ダイオキシン濃度に応じた処理の方法を行う
 - ・ 1,000pg-TEQ/g、3,000 pg-TEQ/g を考慮する
 - イ 経済的、効率的な処理方法が確立されるまで封じ込め措置を行う
 - ・ 灰溶融
 - ・ 各社のダイオキシン処理対策工法（ジオメルト工法、化学分解等）
 - ・ 封じ込め方法（コンクリート固め上部舗装、ドラム缶等）
 - ウ 封じ込め措置期間中は水質検査のモニタリング調査を行う
- ② 詳細調査を実施して対応する

廃棄物指導 課長	課長補佐兼 一般廃棄物 係長	主幹兼 産業廃棄物 係長	副主幹	主査		起案
		起				

第3回吉津地区の燃え殻を含む建設残土処理検討プロジェクト会議録

- 1 日時 平成14年11月29日 13時30分～15時
- 2 場所 札の辻ビル6階 61会議室
- 3 出席者 別添名簿のとおり
- 4 内容
 - (1) 報告事項
 - ① 適正処理推進センターとの協議結果について
別紙のとおり
 - (2) 対応策の再検討と問題点
別紙のとおり
- 5 その他
次回開催は、12月12日頃予定する。

- 1 1,000pg-TEQ/g(土壌の環境基準)未満であれば、そのまま置く。
問題点：① 地元の理解が得られるか。(地元は全量撤去を要望)
封じ込め(囲い込み)措置が求められる可能性がある。
② 燃え殻の処分方法として適法か。
(適法ではないが、行政が片付けなくても良いものと位置付けられるか。)
③ 地元から水質の継続観察が求められる可能性がある。

- 2 1,000pg-TEQ/g(土壌の環境基準)以上であれば、技術的にも経済的な処分方法での対応が可能になるまで、当面、現場で封じ込めしておく。
(封じ込めの方法：ドラム缶等へ詰める。4面をコンクリートで囲み、上面は不透水舗装する。4面に矢板を打ち込み上面はシート掛けなど不透水措置を施す。)
問題点：① 地元の了承が得られるか。(撤去される見通し、時期は)
② 売買予約者等の協力を求めることができる法的根拠は
③ 地元から水質の継続観察が求められる可能性がある。
④ 当面の措置に要する経費は補助対象にならないのではないかと。
⑤ 16年度稼働予定の灰溶融施設(等)が利用できるか。
(分別要否、着手時期、処理能力=処理期間、溶融処理以外の分別物の処理方法、灰の溶融と違い残ったものの処分が市最終処分場へ与える影響は)

- 3 3,000pg-TEQ/g以上であれば、ダイオキシン無害化の現場処理も考える必要がある。しかし、(2)と同様に、当面の措置として封じ込めておき、経済的・効果的な処理方法の開発等を待つ方法もあるのではないかと。

- 4 その他の選択肢として、ダイオキシンの量にかかわらず行える、セメント焼成炉で処理する方法は現場に土が残らない利点がある。

※ 回収見込みのない代執行であり、一部補助が認められても、市の負担は大きいので、総体的に経費のかからない方法を選択する必要がある。

※ 当該土の処分にあたっては、ダイオキシン量に応じた処分方法を組み合わせ、経済的・効率的に行うためにも更に範囲、深さを考慮した詳細な調査が必要である。

※ ダイオキシンだけでなく、当該土の重金属類の検査も必要である。

※ 処分した時期によっては違法行為にはあたらないが、これについても行政が代執行しなければならないか、再度検討を要す。←ダイオキシン量影響？

※ 吉津地区の問題が、他の類似問題を引き出すとともに、今後の市の対応の方針にもなるので、慎重な検討が必要である。

面談者：理事長 太田文雄



相談内容：別紙により経過を説明
今後の進め方等について相談した。

協議結果

- ・ 処理経費をできる限り軽減し、地元の了解を得られる処理方法を検討するため、更に綿密な詳細調査が必要である。
これら調査について全面的に協力する。
- ・ B,Cについては国庫補助支援（1/3）になると思われる。
- ・ Aについては一部が原状回復支援事業（3/4）になる可能性があるが、環境省の考え方は、平成10年6月をまたぐものは、全体が国庫補助支援（1/3）にする方針のようだ。
A全体が3/4補助になる理屈付けができるように相談していくように考えている。
- ・ 法案が通れば平成15年からこれらのような廃棄物処理に対する新たな補助制度がスタートする。これに採択されれば全体が1/2補助になる可能性がある。（詳細調査結果が出て、処理方法が決定し、その後予算措置等の諸手続きを行っていけば、必然的に15年度にはいつてしまうので、補助率の高い制度への採択が認められるなら、こちらを選択したい旨伝えた。）
- ・ 1月7日(火) 13:00に来静 現地視察の後、ダイオキシン検査結果を見て、その後の対応を相談する。
- ・ 環境省 産業廃棄物課 適正処理推進室 岡本室長補佐にも会って話をしておいたほうが良いとのアドバイスをもらった。

(引き続き環境省を訪問)

岡本室長補佐より

- ・ 自己解体物以外のものがなかったか、残っている経営時の関係書類を調べておくように。

吉津地区・燃え殻を含む建設残土不法投棄原状回復事業について

1 不法投棄の場所	静岡市吉津 1593 - 1 ほか7筆 計3ヶ所 3,686 m ² (登記上の面積)
2 不法投棄の時期	昭和51年5月頃から平成13年5月までの間、野焼き・野積みを繰り返しており、平成13年9月倒産廃業に至ったことにより、当該廃棄物の片づけができなくなった結果、不法投棄となったものである。
3 投棄実行者	静岡市吉津457 大橋 靖 (オハツダ) XXXXXXXXXX
4 投棄された産業廃棄物の量及びその内容	(1) 産業廃棄物の量 約10,000m ³ (2) 内容 建物等を解体した建築廃材等を野焼きし、当該燃え殻を建設残土等に混ぜ込んだもの。(燃え殻、コンクリートがら、瓦くず、鉄くず、残土等の混合物) 地元町内会が実施した投棄物等のダイオキシン検査の結果 3,326pg-TEQ/g が検出された。なお、井戸水からはダイオキシンは検出されていない。
5 生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれの状況	吉津地区は飲料水は全て井戸水を使用しており、当該産業廃棄物が投棄されている場所は、同地区の上流部並びに地区内にあり、井戸水等に対する地下水汚染並びに近接する河川水への汚染等のおそれがある。
6 現在に至る経緯(概要)	H14,09,19 地元からの要望書が提出される。(ダイオキシン検査結果が提示される。) " 原因者に対し燃え殻を含む建設残土の撤去等指導を行う。 09,24 投棄場所の現地調査を実施 09,25 重金属類調査のため井戸水を採取 09,27 原因者に事情聴取を実施(資産状況も調査) 10,08 原因者に対しダイオキシン調査、飛散・流出防止の応急措置を指示 10,19 ダイオキシン調査の検体採取を実施(混入土、井戸水、河川底質17検体) 11,25 飛散・流出防止のシート掛け作業の完了を確認
7 今後の日程等	10月19日に実施したダイオキシン調査の結果(12月27日頃)を検討したうえで、措置命令を行うとともに、産業廃棄物適正処理推進センターへ原状回復支援事業の協力要請を行う。



行政

大規模産廃処理で新法 豊島など対象

2002/11/28 09:38

環境省は二十七日、一九九八年以前に不法投棄され、撤去作業が進んでいない大規模な産業廃棄物を対象に、国の補助金と地方債を活用して原状回復を進める制度を盛り込んだ新法を、二〇〇三年の通常国会に提出する方針を固めた。成立すれば同年度中に施行する。「不適正処理の原状回復推進特別措置法案」(仮称)で、原状回復処理の期間に配慮し、十年程度の時限立法にする考え。

国内最大規模の青森、岩手両県境や、撤去作業が今後本格化する豊島の不法投棄が当面の対象となる。

不法投棄された産廃は、九八年六月以降については、投棄にかかわった事業者を特定できない場合、国と産業界が出資する基金で処理する仕組みがすでにできている。しかし、それ以前は基金の適用外。国と自治体が資金を負担し合うことになるが、現行では自治体の負担が三分の二と重いため、原状回復が進まない一因になっている。

新法は、(1)処理が進まない大規模投棄である(2)地元以外から流入した廃棄物が多い(3)有害物を含んでいる—を条件に、地元自治体が原状回復計画を策定。国の補助金と自治体の起債で費用を折半し、処理を進める。

県が進める豊島廃棄物等処理事業では、直島町に建設中の中間処理プラントなど施設整備費(約二百十億円)の四分の一は国から補助されるものの、十年間で約二百八十億円が想定される処理経費には現在、国の補助がないため、県は国に運転管理費など処理経費への補助も要望している。県にとって処理経費の縮減は至上命題といえ、新法の適用対象となれば、一層のコスト縮減につながるとの期待も大きい。

同省は対象となる不法投棄の規模や補助率の検討を急いでおり、起債については総務省と詰め協議をしている。

また費用拠出の法制化で、不法投棄者と排出事業者、自治体の責任があいまいになる恐れがあるため、関係者の責任追及の対策強化も同時に検討している。

SHIKOKU NEWSは「cookie」を使用しています。SHIKOKU NEWSはInternet Explorer4.0、Netscape4.0以上でご覧いただけます。

掲載中の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての著作権は四国新聞社に帰属します。著作権 [リンクについて](#)

このホームページに対するご意見・ご感想はhostmaster@shikoku-np.co.jpまでお願いします。
(C)Copyright 1998 Shikoku Shimbun. No reproduction or republication without written permission.